

社会福祉法人会計基準

目次

- 第1章 総則
- 第2章 資金収支計算書
- 第3章 事業活動計算書
- 第4章 貸借対照表
- 第5章 財務諸表の注記
- 第6章 附属明細書
- 第7章 財産目録

社会福祉法人会計基準

第1章 総則

1 目的及び適用範囲

(1) この会計基準は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第22条に規定する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）の財務諸表及び附属明細書並びに財産目録の作成の基準を定め、社会福祉法人の健全なる運営に資することを目的とする。

なお、会計基準に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行をしん酌しなければならない。

(2) この会計基準は、社会福祉法人が実施する全ての事業を対象とする。

2 一般原則

社会福祉法人は、次に掲げる原則に従って、財務諸表（資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表をいう。以下同じ。）及び附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。（注1）

(1) 財務諸表は、資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明りょうに表示するものでなければならない。

(2) 財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。

(3) 会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法は、毎会計年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。

(4) 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる。（注2）

3 総額表示

財務諸表に記載する金額は、原則として総額をもって表示しなければならない。

4 会計年度

社会福祉法人の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

5 事業区分

社会福祉法人は財務諸表作成に関して、社会福祉事業、公益事業、収益事業の区分（以下「事業区分」という。）を設けなければならない。

6 拠点区分・サービス区分

（1）社会福祉法人は財務諸表作成に関して、実施する事業の会計管理の実態を勘案して会計の区分（以下「拠点区分」という。）を設けなければならない。（注3）

（2）社会福祉法人は、その拠点で実施する事業内容に応じて区分（以下「サービス区分」という。）を設けなければならない。（注4）

7 内部取引

社会福祉法人は財務諸表作成に関して、内部取引を相殺消去するものとする。（注5）

第2章 資金収支計算書

1 資金収支計算書の内容

資金収支計算書は、当該会計年度におけるすべての支払資金の増加及び減少の状況を明りょうに表示するものでなければならない。

2 資金収支計算書の資金の範囲

前項の支払資金は、流動資産及び流動負債とし、その残高は流動資産と流動負債の差額とする。

ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振替えられた流動資産・流動負債、引当金並びに棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除くものとする。（注6）（注7）

3 資金収支計算の方法

資金収支計算は、当該会計年度における支払資金の増加及び減少に基づいて行うものとする。

4 資金収支計算書の区分

資金収支計算書は、当該会計年度における支払資金の増加及び減少の状況について、事業活動による収支、施設整備等による収支及びその他の活動による収支に区分して記載するものとする。

5 資金収支計算書の構成

（1）事業活動による収支には、経常的な事業活動による収入及び支出（受取利息配当金収入及び支払利息支出を含む。）を記載し、事業活動資金収支差額を記載するものとする。

（2）施設整備等による収支には、固定資産の取得に係る支出及び売却に係る収入、施設整備等補助金収入、施設整備等寄附金収入及び設備資金借入金収入並びに設備資金借入金元金償還支出等を記載し、施設整備等資金収支差額を記載するものとする。

- (3) その他の活動による収支には、長期運営資金の借入れ及び返済、積立資産の積立て及び取崩し、投資有価証券の購入及び売却等資金の運用に係る収入及び支出（受取利息配当金収入及び支払利息支出を除く。）並びに事業活動による収支及び施設整備等による収支に属さない収入及び支出を記載し、その他の活動資金収支差額を記載するものとする。
- (4) 事業活動資金収支差額、施設整備等資金収支差額及びその他の活動資金収支差額を合計して当期資金収支差額合計を記載し、これに前期末支払資金残高を加算して当期末支払資金残高として記載するものとする。
- (5) 資金収支計算書は、当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。
- (6) 決算の額と予算の額の差異が著しい勘定科目については、その理由を備考欄に記載するものとする。

6 資金収支計算書の種類及び様式

- (1) 資金収支計算書は、法人全体を表示するものとする。事業区分の情報は、資金収支内訳表及び事業区分資金収支内訳表において表示するものとする。

また、拠点区分別の情報については、拠点区分資金収支計算書において表示するものとする。

- (2) 前項のそれぞれの様式は第1号の1様式から第1号の4様式までのとおりとする。

7 資金収支計算書の勘定科目

資金収支計算の内容を明らかに記録するため、資金収支計算書に記載する勘定科目は別に定めるとおりとする。

8 共通収入支出の配分

資金収支計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分に共通する収入及び支出を、合理的な基準に基づいて配分するものとする。（注8）

第3章 事業活動計算書

1 事業活動計算書の内容

事業活動計算書は、当該会計年度における純資産のすべての増減内容を明らかに表示するものでなければならない。

2 事業活動計算の方法

事業活動計算は、当該会計年度における純資産の増減に基づいて行うものとする。

3 事業活動計算書の区分

事業活動計算書は、サービス活動増減の部、サービス活動外増減の部、特別増減の部及び繰越活動増減差額の部に区分するものとする。

4 事業活動計算書の構成

- (1) サービス活動増減の部には、サービス活動による収益及び費用を記載してサービ

ス活動増減差額を記載するものとする。

なお、サービス活動費用に減価償却費等の控除項目として、国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。(注 9) (注 10)

(2) サービス活動外増減の部には、受取利息配当金、支払利息、有価証券売却損益並びにその他サービス活動以外の原因による収益及び費用であって経常的に発生するものを記載し、サービス活動外増減差額を記載するものとする。(注 14)

(3) サービス活動増減差額にサービス活動外増減差額を加算したものを、経常増減差額として記載するものとする。

(4) 特別増減の部には、第 4 章第 4 第 2 項に規定する寄附金、第 4 章第 4 第 3 項に規定する国庫補助金等の収益、固定資産売却等に係る損益、事業区分間又は拠点区分間の繰入れ及びその他の臨時的な損益(金額が僅少なものを除く。)を記載し、第 4 章第 4 第 2 項に規定する基本金の組入額及び第 4 章第 4 第 3 項に規定する国庫補助金等特別積立金の積立額を減算して、特別増減差額を記載するものとする。

なお、国庫補助金等特別積立金を含む固定資産の売却損・処分損を記載する場合は、特別費用の控除項目として、国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。(注 10) (注 11) (注 12) (注 13)

(5) 経常増減差額に前項の特別増減差額を加算したものを、当期活動増減差額として記載するものとする。

(6) 繰越活動増減差額の部は、前期繰越活動増減差額、基本金取崩額、第 4 章第 4 第 4 項に規定するその他の積立金積立額、その他の積立金取崩額を記載し、当期活動増減差額に当該項目を加減したものを、次期繰越活動増減差額として記載するものとする。(注 13)

5 事業活動計算書の種類及び様式

(1) 事業活動計算書は、法人全体を表示するものとする。事業区分の情報は、事業活動内訳表及び事業区分事業活動内訳表において表示するものとする。

また、拠点区分別の情報については、拠点区分事業活動計算書において表示するものとする。

(2) 前項のそれぞれの様式は第 2 号の 1 様式から第 2 号の 4 様式までのとおりとする。

6 事業活動計算書の勘定科目

事業活動計算の内容を明りょうに記録するため、事業活動計算書に記載する科目は、別に定めるとおりとする。

7 共通収益費用の配分

事業活動計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分に共通する収益及び費用を、合理的な基準に基づいて配分するものとする。(注 8)

第4章 貸借対照表

1 貸借対照表の内容

貸借対照表は、当該会計年度末現在におけるすべての資産、負債及び純資産の状態を明りょうに表示するものでなければならない。

2 貸借対照表の区分

貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に分かち、更に資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に区分しなければならない。(注7)

3 貸借対照表価額

- (1) 資産の貸借対照表価額は、原則として、当該資産の取得価額を基礎として計上しなければならない。受贈、交換によって取得した資産の取得価額は、その取得時における公正な評価額とする。(注9)(注14)(注15)
- (2) 受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から徴収不能引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする。
- (3) 満期まで所有する意思をもって保有する社債その他の債券(以下「満期保有目的の債券」という。)等については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。満期保有目的の債券等以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とする。(注16)
- (4) 棚卸資産については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得価額よりも下落した場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。
- (5) 有形固定資産及び無形固定資産については、その取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。(注17)
- (6) 資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。ただし、有形固定資産及び無形固定資産について使用価値を算定でき、かつ使用価値が時価を超える場合には、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができるものとする。(注18)
- (7) 引当金として計上すべきものがある場合には、当該内容を示す科目を付して、その残高を負債の部に計上又は資産の部の控除項目として記載するものとする。(注19)

4 純資産

(1) 純資産の区分

貸借対照表の純資産は、基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額に区分するものとする。

(2) 基本金

基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け取った寄附金の額を計上するものとする。(注12)(注13)

(3) 国庫補助金等特別積立金

国庫補助金等特別積立金には、施設及び設備の整備のために国又は地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等(以下「国庫補助金等」という。)の額を計上するものとする。(注 10) (注 11)

(4) その他の積立金

その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失に備えるため、理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。(注 20)

5 貸借対照表の種類及び様式

(1) 貸借対照表は、法人全体を表示するものとする。事業区分の情報は、貸借対照表内訳表及び事業区分貸借対照表内訳表において表示する。

また、拠点区分別の情報については、拠点区分貸借対照表を作成するものとする。

(2) 前項のそれぞれの様式は第3号の1様式から第3号の4様式までのとおりとする。

6 貸借対照表の勘定科目

資産、負債及び純資産の内容を明らかに記録するため、貸借対照表に記載する勘定科目は、別に定めるとおりとする。

第5章 財務諸表の注記

財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

(1) 継続事業の前提に関する注記

(2) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針 (注 21)

(3) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額

(4) 法人で採用する退職給付制度

(5) 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

(6) 基本財産の増減の内容及び金額

(7) 第3章第4(4)及び(6)の規定により、基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額

(8) 担保に供している資産

(9) 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(10) 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

(11) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

(12) 関連当事者との取引の内容 (注 22)

- (13) 重要な偶発債務
- (14) 重要な後発事象（注 23）
- (15) その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項（注 24）

第6章 附属明細書

1 附属明細書の内容

附属明細書は、当該会計年度における資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表に係る事項を表示するものとする。

2 附属明細書の構成

- (1) 附属明細書は、資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。
- (2) 作成すべき附属明細書は以下のとおりとする。
 - ・基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書（注 25）（別紙 1）
 - ・引当金明細書（別紙 2）
 - ・拠点区分資金収支明細書（別紙 3）
 - ・拠点区分事業活動明細書（別紙 4）
 - ・その他重要な事項に係る明細書

第7章 財産目録

1 財産目録の内容

財産目録は、当該会計年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする。

2 財産目録の区分

財産目録は、貸借対照表の区分に準じ、資産の部と負債の部に区分し、純資産の額を示すものとする。

3 財産目録の金額

財産目録の金額は、貸借対照表記載の金額と同一とする。

4 財産目録の種類及び様式

財産目録は、法人全体を表示するものとする。その様式は、別紙 5 のとおりとする。

社会福祉法人会計基準注解

* 社会福祉法人会計基準を以下、会計基準と呼称する。

（注１）財務諸表について

第１章第２に規定する資金収支計算書には資金収支内訳表、事業区分資金収支内訳表及び拠点区分資金収支計算書を含み、事業活動計算書には事業活動内訳表、事業区分事業活動内訳表及び拠点区分事業活動計算書を含み、貸借対照表には貸借対照表内訳表、事業区分貸借対照表内訳表及び拠点区分貸借対照表を含むものとする。以下同じ。

（注２）重要性の原則の適用について

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

- （１）消耗品、貯蔵品等のうち、重要性が乏しいものについては、その買入時又は払出時に費用として処理する方法を採用することができる。
- （２）保険料、賃借料、受取利息配当金、借入金利息、法人税等にかかる前払金、未払金、未収金、前受金等のうち重要性の乏しいもの、または毎会計年度経常的に発生しその発生額が少額なものについては、前払金、未払金、未収金、前受金等を計上しないことができる。
- （３）引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる。
- （４）取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。
- （５）ファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- （６）法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。

なお、財産目録の表示に関しても重要性の原則が適用される。

（注３）拠点区分の方法について

拠点区分は、原則として、予算管理の単位とし、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって１つの拠点区分とする。具体的な区分については、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分を設定するものとする。

（注４）サービス区分の方法について

サービス区分は、その拠点で実施する複数の事業について法令等の要請により会計を区分して把握すべきものとされているものについて区分を設定するものとする。例えば、

以下のようなものがある。

- (1) 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準その他介護保険事業の運営に関する基準における会計の区分
- (2) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準における会計の区分

また、その他の事業については、法人の定款に定める事業ごとに区分するものとする。サービス区分を設定する場合には、拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書を作成するものとし、またサービス区分を予算管理の単位とすることができるものとする。

(注5) 内部取引の相殺消去について

当該社会福祉法人が有する事業区分間、拠点区分間において生ずる内部取引について、異なる事業区分間の取引を事業区分間取引とし、同一事業区分内の拠点区分間の取引を拠点区分間取引という。同一拠点区分内のサービス区分間の取引をサービス区分間取引という。

事業区分間取引により生じる内部取引高は、資金収支内訳表及び事業活動内訳表において相殺消去するものとする。当該社会福祉法人の事業区分間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表内訳表において相殺消去するものとする。

また、拠点区分間取引により生じる内部取引高は、事業区分資金収支内訳表及び事業区分事業活動内訳表において相殺消去するものとする。当該社会福祉法人の拠点区分間における内部貸借取引の残高は、事業区分貸借対照表内訳表において相殺消去するものとする。

なお、サービス区分間取引により生じる内部取引高は、拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書において相殺消去するものとする。

(注6) 支払資金について

資金収支計算書の支払資金とは、経常的な支払準備のために保有する現金及び預貯金、短期間のうちに回収されて現金又は預貯金になる未収金、立替金、有価証券等及び短期間のうちに事業活動支出として処理される前払金、仮払金等の流動資産並びに短期間のうちに現金又は預貯金によって決済される未払金、預り金、短期運営資金借入金等及び短期間のうちに事業活動収入として処理される前受金等の流動負債をいう。ただし、支払資金としての流動資産及び流動負債には、1年基準により固定資産又は固定負債から振替えられたもの、引当金並びに棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除くものとする。支払資金の残高は、これらの流動資産と流動負債の差額をいう。

(注7) 資産及び負債の流動と固定の区分について

未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産または流動負債に属するものとする。

ただし、これらの債権のうち、破産債権、更生債権等で1年以内に回収されないことが明らかなものは固定資産に属するものとする。

貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債に属するものとし、入金又は支払の期限が1年を超えて到来するものは固定資産又は固定負債に属するものとする。

現金及び預貯金は、原則として流動資産に属するものとするが、特定の目的で保有する預貯金は、固定資産に属するものとする。ただし、当該目的を示す適当な科目で表示するものとする。

(注8) 共通支出及び共通費用の配分について

資金収支計算及び事業活動計算を行うに当たって、人件費、水道光熱費、減価償却費等、事業区分又は拠点区分又はサービス区分に共通する支出及び費用については、合理的な基準に基づいて配分することになるが、その配分基準は、支出及び費用の項目ごとに、その発生に最も密接に関連する量的基準(例えば、人数、時間、面積等による基準、又はこれらの2つ以上の要素を合わせた複合基準)を選択して適用する。

一度選択した配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用するものとする。

なお、共通する収入及び収益がある場合には、同様の取扱いをするものとする。

(注9) リース取引に関する会計

1 リース取引に係る会計処理は、原則として以下のとおりとする。

(1) 「ファイナンス・リース取引」とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。

また、「オペレーティング・リース取引」とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。

(2) ファイナンス・リース取引については、原則として、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

(3) ファイナンス・リース取引のリース資産については、原則として、有形固定資産、無形固定資産ごとに、一括してリース資産として表示する。ただし、有形固定資産又は無形固定資産に属する各科目に含めることもできるものとする。

- (4) オペレーティング・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。
 - (5) ファイナンス・リース取引におけるリース資産の取得価額及びリース債務の計上額については、原則として、リース料総額から利息相当額を控除するものとする。
- 2 利息相当額をリース期間中の各期に配分する方法は、原則として、利息法（各期の支払利息相当額をリース債務の未返済元本残高に一定の利率を乗じて算定する方法）によるものとする。
- 3 リース取引については、以下の項目を財務諸表に注記するものとする。
- (1) ファイナンス・リース取引の場合、リース資産について、その内容（主な資産の種類等）及び減価償却の方法を注記する。
 - (2) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、貸借対照表日後 1 年以内のリース期間に係るものと、貸借対照表日後 1 年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記する。

（注 10）国庫補助金等特別積立金の取崩しについて

国庫補助金等特別積立金は、施設及び設備の整備のために国又は地方公共団体等から受領した国庫補助金等に基づいて積み立てられたものであり、当該国庫補助金等の目的は、社会福祉法人の資産取得のための負担を軽減し、社会福祉法人が経営する施設等のサービス提供者のコスト負担を軽減することを通して、利用者の負担を軽減することである。

したがって、国庫補助金等特別積立金は、毎会計年度、国庫補助金等により取得した資産の減価償却費等により事業費用として費用配分される額の国庫補助金等の当該資産の取得原価に対する割合に相当する額を取り崩し、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上しなければならない。

また、国庫補助金等特別積立金の積立ての対象となった基本財産等が廃棄され又は売却された場合には、当該資産に相当する国庫補助金等特別積立金の額を取崩し、事業活動計算書の特別費用に控除項目として計上しなければならない。

（注 11）国庫補助金等特別積立金への積立てについて

会計基準第 4 章第 4 第 3 項に規定する国庫補助金等特別積立金として以下のものを計上する。

- (1) 施設及び設備の整備のために国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等を計上するものとする。
- (2) 設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業

又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものは国庫補助金等特別積立金に計上するものとする。

また、第4章第4第3項に規定する国庫補助金等特別積立金の積立ては、同項に規定する国庫補助金等の収益額を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を国庫補助金等特別積立金積立額として特別費用に計上して行う。

(注 12) 基本金への組入れについて

会計基準第4章第4第2項に規定する基本金は以下のものとする。

- (1) 社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額
- (2) 前号の資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額
- (3) 施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額

また、基本金への組入れは、同項に規定する寄附金を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を基本金組入額として特別費用に計上して行う。

(注 13) 基本金の取崩しについて

社会福祉法人が事業の一部又は全部を廃止し、かつ基本金組み入れの対象となった基本財産又はその他の固定資産が廃棄され、又は売却された場合には、当該事業に関して組み入れられた基本金の一部又は全部の額を取り崩し、その金額を事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に計上する。

(注 14) 外貨建の資産及び負債の決算時における換算について

外国通貨、外貨建金銭債権債務(外貨預金を含む。)及び外貨建有価証券等については、原則として、決算時の為替相場による円換算額を付すものとする。

決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理する。

(注 15) 受贈、交換によって取得した資産について

- (1) 通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時ににおける当該資産の取得のために通常要する価額をもって行うものとする。
- (2) 交換により取得した資産の評価は、交換に対して提供した資産の帳簿価額をもって行うものとする。

(注 16) 満期保有目的の債券の評価について

満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

(注 17) 減価償却について

(1) 減価償却の対象

耐用年数が1年以上、かつ、使用又は時の経過により価値が減ずる有形固定資産及び無形固定資産（ただし、取得価額が少額のものを除く。以下「償却資産」という。）に対して毎期一定の方法により償却計算を行わなければならない。

なお、土地など減価が生じない資産（非償却資産）については、減価償却を行うことができないものとする。

(2) 減価償却の方法

減価償却の方法としては、有形固定資産については定額法又は定率法のいずれかの方法で償却計算を行う。

また、ソフトウェア等の無形固定資産については定額法により償却計算を行うものとする。

なお、償却方法は、拠点区分ごと、資産の種類ごとに選択し、適用することができる。

(注 18) 固定資産の使用価値の見積もりについて

(1) 使用価値により評価できるのは、対価を伴う事業に供している固定資産に限られるものとする。

(2) 使用価値は、資産又は資産グループを単位とし、継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をもって算定する。

(注 19) 引当金について

(1) 将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合には、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に計上又は資産の部に控除項目として記載する。

(2) 原則として、引当金のうち賞与引当金のように通常1年以内に使用される見込みのものは流動負債に計上し、退職給付引当金のように通常1年を超えて使用される見込みのものは固定負債に計上するものとする。

また、徴収不能引当金は、当該金銭債権から控除するものとする。

(3) 職員に対し賞与を支給することとされている場合、当該会計年度の負担に属する

金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を賞与引当金として計上するものとする。

- (4) 職員に対し退職金を支給することが定められている場合には、将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を退職給付引当金として計上するものとする。

(注 20) 積立金と積立資産の関係について

当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるものとする。積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるものとする。

また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すものとする。

(注 21) 重要な会計方針の開示について

重要な会計方針とは、社会福祉法人が財務諸表を作成するに当たって、その財政及び活動の状況を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに財務諸表への表示の方法をいう。

なお、代替的な複数の会計処理方法等が認められていない場合には、会計方針の注記を省略することができる。

(注 22) 関連当事者との取引の内容について

- 1 関連当事者とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 当該社会福祉法人の役員及びその近親者
 - (2) 前項の該当者が議決権の過半数を有している法人
- 2 関連当事者との取引については、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。
 - (1) 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の会計年度末における資産総額及び事業の内容
なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該社会福祉法人の役員又は近親者の所有割合
 - (2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業
 - (3) 当該社会福祉法人と関連当事者との関係
 - (4) 取引の内容
 - (5) 取引の種類別の取引金額
 - (6) 取引条件及び取引条件の決定方針

(7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高

(8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

3 関連当事者との間の取引のうち次に定める取引については、2に規定する注記を要しない。

(1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

(2) 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

(注 23) 重要な後発事象について

後発事象とは、当該会計年度末日後に発生した事象で翌会計年度以後の社会福祉法人の財政及び活動の状況に影響を及ぼすものをいう。

重要な後発事象は社会福祉法人の状況に関する利害関係者の判断に重要な影響を与えるので、財務諸表作成日までに発生したものは財務諸表に注記する必要がある。

重要な後発事象の例としては、次のようなものがある。

(1) 火災、出水等による重大な損害の発生

(2) 施設の開設又は閉鎖、施設の譲渡又は譲受け

(3) 重要な係争事件の発生又は解決

(4) 重要な徴収不能額の発生

なお、後発事象の発生により、当該会計年度の決算における会計上の判断ないし見積りを修正する必要がある場合には、当該会計年度の財務諸表に反映させなければならない。

(注 24) その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項について

会計基準第5章第15号の「その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項」とは、財務諸表に記載すべきものとして会計基準に定められたもののほかに、社会福祉法人の利害関係者が、当該法人の状況を適正に判断するために必要な事項である。

このような事項は、個々の社会福祉法人の経営内容、周囲の環境等によって様々であるが、その例としては、次のようなものがある。

(1) 状況の変化にともなう引当金の計上基準の変更、固定資産の耐用年数、残存価額の変更等会計処理上の見積方法の変更に関する事項

(2) 法令の改正、社会福祉法人の規程の制定及び改廃等、会計処理すべき新たな事実の発生にともない新たに採用した会計処理に関する事項

(3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項

(4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項

(注 25) 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書

基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書では、基本財産（有形固定資産）及びその他の固定資産（有形固定資産及び無形固定資産）の種類ごとの残高等を記載するものとする。

なお、有形固定資産及び無形固定資産以外に減価償却資産がある場合には、当該資産についても記載するものとする。

※財務諸表の第1号の1～3様式、第2号の1～3様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。財務諸表の第1号の4様式、第2号の4様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。また、第3号の1～4様式は、勘定科目の中区分までを記載し、必要のない中区分の勘定科目は省略できるものとする。

※会計基準の別紙3、別紙4については、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。

※勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な科目を追加できるものとする。なお、小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができるものとする。

※「水道光熱費（支出）」、「燃料費（支出）」、「賃借料（支出）」、「保険料（支出）」については原則、事業費（支出）のみに計上できる。ただし、措置費、保育所運営費の弾力運用が認められないケースでは、事業費（支出）、事務費（支出）の双方に計上するものとする。

※財務諸表の様式又は運用指針Ⅰ別添3に規定されている勘定科目においても、該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用することができないものとする。

第1号の1様式

資金収支計算書

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入			
		老人福祉事業収入			
		児童福祉事業収入			
		保育事業収入			
		就労支援事業収入			
		障害福祉サービス等事業収入			
		生活保護事業収入			
		医療事業収入			
		〇〇事業収入			
		〇〇収入			
		借入金利息補助金収入			
		経常経費寄附金収入			
		受取利息配当金収入			
		その他の収入			
		流動資産評価益等による資金増加額			
	事業活動収入計(1)				
	支出	人件費支出			
		事業費支出			
		事務費支出			
		就労支援事業支出			
		授産事業支出			
		〇〇支出			
		利用者負担軽減額			
		支払利息支出			
		その他の支出			
		流動資産評価損等による資金減少額			
	事業活動支出計(2)				
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)				
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入			
		施設整備等寄附金収入			
		設備資金借入金収入			
		固定資産売却収入			
		その他の施設整備等による収入			
	施設整備等収入計(4)				
	支出	設備資金借入金元金償還支出			
		固定資産取得支出			
		固定資産除却・廃棄支出			
		ファイナンス・リース債務の返済支出			
		その他の施設整備等による支出			
	施設整備等支出計(5)				
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)				
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入			
		長期運営資金借入金収入			
		長期貸付金回収収入			
		投資有価証券売却収入			
		積立資産取崩収入			
		その他の活動による収入			
	その他の活動収入計(7)				
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出			
		長期貸付金支出			
		投資有価証券取得支出			
		積立資産支出			
		その他の活動による支出			
	その他の活動支出計(8)				
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)				
予備費支出(10)		△××××	—	×××	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)					
前期末支払資金残高(12)					
当期末支払資金残高(11)+(12)					

(注) 予備費支出△××××円は〇〇支出に充当使用した額である。

資金収支内訳表

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

(単位: 円)

勘定科目		社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引 消去	法人合計
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入					
		老人福祉事業収入					
		児童福祉事業収入					
		保育事業収入					
		就労支援事業収入					
		障害福祉サービス等事業収入					
		生活保護事業収入					
		医療事業収入					
		〇〇事業収入					
		〇〇収入					
		借入金利息補助金収入					
		経常経費寄附金収入					
		受取利息配当金収入					
		その他の収入					
		流動資産評価益等による資金増加額					
	事業活動収入計(1)						
	支出	人件費支出					
		事業費支出					
		事務費支出					
		就労支援事業支出					
		授産事業支出					
		〇〇支出					
		利用者負担軽減額					
		支払利息支出					
		その他の支出					
		流動資産評価損等による資金減少額					
	事業活動支出計(2)						
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)						
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入					
		施設整備等寄附金収入					
		設備資金借入金収入					
		固定資産売却収入					
		その他の施設整備等による収入					
		施設整備等収入計(4)					
	支出	設備資金借入金元金償還支出					
		固定資産取得支出					
		固定資産除却・廃棄支出					
		ファイナンス・リース債務の返済支出					
		その他の施設整備等による支出					
	施設整備等支出計(5)						
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)						

その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入					
		長期運営資金借入金収入					
		長期貸付金回収収入					
		投資有価証券売却収入					
		積立資産取崩収入					
		事業区分間長期借入金収入					
		事業区分間長期貸付金回収収入					
		事業区分間繰入金収入					
		その他の活動による収入					
		その他の活動収入計(7)					
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出					
		長期貸付金支出					
		投資有価証券取得支出					
		積立資産支出					
		事業区分間長期貸付金支出					
		事業区分間長期借入金返済支出					
		事業区分間繰入金支出					
		その他の活動による支出					
		その他の活動支出計(8)					
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)					
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)							
前期末支払資金残高(11)							
当期末支払資金残高(10)+(11)							

〇〇事業区分 資金収支内訳表

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

(単位: 円)

勘定科目		〇〇拠点	△△拠点	××拠点	合計	内部取引消去	事業区分合計
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入					
		老人福祉事業収入					
		児童福祉事業収入					
		保育事業収入					
		就労支援事業収入					
		障害福祉サービス等事業収入					
		生活保護事業収入					
		医療事業収入					
		〇〇事業収入					
		〇〇収入					
		借入金利息補助金収入					
		経常経費寄附金収入					
		受取利息配当金収入					
		その他の収入					
		流動資産評価益等による資金増加額					
	事業活動収入計(1)						
	支出	人件費支出					
		事業費支出					
		事務費支出					
		就労支援事業支出					
		授産事業支出					
		〇〇支出					
		利用者負担軽減額					
		支払利息支出					
		その他の支出					
		流動資産評価損等による資金減少額					
		事業活動支出計(2)					
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)						
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入					
		施設整備等寄附金収入					
		設備資金借入金収入					
		固定資産売却収入					
		その他の施設整備等による収入					
		施設整備等収入計(4)					
	支出	設備資金借入金元金償還支出					
		固定資産取得支出					
		固定資産除却・廃棄支出					
		ファイナンス・リース債務の返済支出					
		その他の施設整備等による支出					
		施設整備等支出計(5)					
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)						

その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入					
		長期運営資金借入金収入					
		長期貸付金回収収入					
		投資有価証券売却収入					
		積立資産取崩収入					
		事業区分間長期借入金収入					
		拠点区分間長期借入金収入					
		事業区分間長期貸付金回収収入					
		拠点区分間長期貸付金回収収入					
		事業区分間繰入金収入					
	拠点区分間繰入金収入						
	その他の活動による収入						
	その他の活動収入計(7)						
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出					
長期貸付金支出							
投資有価証券取得支出							
積立資産支出							
事業区分間長期貸付金支出							
拠点区分間長期貸付金支出							
事業区分間長期借入金返済支出							
拠点区分間長期借入金返済支出							
事業区分間繰入金支出							
拠点区分間繰入金支出							
その他の活動による支出							
その他の活動支出計(8)							
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)							
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)							

前期末支払資金残高(11)						
当期末支払資金残高(10)+(11)						

〇〇拠点区分 資金収支計算書

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

(単位: 円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	介護保険事業収入				
	施設介護料収入				
	介護報酬収入				
	利用者負担金収入(公費)				
	利用者負担金収入(一般)				
	居宅介護料収入				
	(介護報酬収入)				
	介護報酬収入				
	介護予防報酬収入				
	(利用者負担金収入)				
	介護負担金収入(公費)				
	介護負担金収入(一般)				
	介護予防負担金収入(公費)				
	介護予防負担金収入(一般)				
	地域密着型介護料収入				
	(介護報酬収入)				
	介護報酬収入				
	介護予防報酬収入				
	(利用者負担金収入)				
	介護負担金収入(公費)				
	介護負担金収入(一般)				
	介護予防負担金収入(公費)				
	介護予防負担金収入(一般)				
	居宅介護支援介護料収入				
	居宅介護支援介護料収入				
	介護予防支援介護料収入				
	利用者等利用料収入				
	施設サービス利用料収入				
	居宅介護サービス利用料収入				
	地域密着型介護サービス利用料収入				
	食費収入(公費)				
	食費収入(一般)				
	居住費収入(公費)				
	居住費収入(一般)				
	その他の利用料収入				
	その他の事業収入				
	補助金事業収入				
	市町村特別事業収入				
	受託事業収入				
	その他の事業収入				
	(保険等査定減)				
	老人福祉事業収入				
	措置事業収入				
	事務費収入				
	事業費収入				
	その他の利用料収入				
	その他の事業収入				
	運営事業収入				
	管理費収入				
	その他の利用料収入				
	補助金事業収入				
	その他の事業収入				
	その他の事業収入				
	管理費収入				
	その他の利用料収入				
	その他の事業収入				
	児童福祉事業収入				

事業活動による収支	収入	措置費収入				
		事務費収入				
		事業費収入				
		私的契約利用料収入				
		その他の事業収入				
		補助金事業収入				
		受託事業収入				
		その他の事業収入				
		保育事業収入				
		保育所運営費収入				
		私的契約利用料収入				
		私立認定保育所利用料収入				
		その他の事業収入				
		補助金事業収入				
		受託事業収入				
		その他の事業収入				
		就労支援事業収入				
		〇〇事業収入				
		障害福祉サービス等事業収入				
		自立支援給付費収入				
		介護給付費収入				
		特例介護給付費収入				
		訓練等給付費収入				
		特例訓練等給付費収入				
		地域相談支援給付費収入				
		特例地域相談支援給付費収入				
		計画相談支援給付費収入				
		特例計画相談支援給付費収入				
		障害児施設給付費収入				
		障害児通所給付費収入				
		特例障害児通所給付費収入				
		障害児入所給付費収入				
		障害児相談支援給付費収入				
		特例障害児相談支援給付費収入				
		利用者負担金収入				
		補足給付費収入				
		特定障害者特別給付費収入				
		特例特定障害者特別給付費収入				
		特定入所障害児食費等給付費収入				
		特定費用収入				
		その他の事業収入				
		補助金事業収入				
		受託事業収入				
		その他の事業収入				
		(保険等査定減)				
		生活保護事業収入				
		措置費収入				
		事務費収入				
		事業費収入				
		授産事業収入				
		〇〇事業収入				
		利用者負担金収入				
		その他の事業収入				
		補助金事業収入				
		受託事業収入				
		その他の事業収入				
		医療事業収入				
		入院診療収入				
		室料差額収入				
		外来診療収入				
		保健予防活動収入				
		受託検査・施設利用収入				
		訪問看護療養費収入				
		訪問看護利用料収入				

事業活動による収支	収入	訪問看護基本利用料収入 訪問看護その他の利用料収入 その他の医療事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の医療事業収入 (保険等査定減) 〇〇事業収入 〇〇事業収入 その他の事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入 〇〇収入 〇〇収入 借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入 受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入 流動資産評価益等による資金増加額 有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益				
		事業活動収入計(1)				
	支出	人件費支出 役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出 退職給付支出 法定福利費支出 事業費支出 給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・療養等材料費支出 保健衛生費支出 医療費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出 保険料支出 賃借料支出 教育指導費支出 就職支度費支出 葬祭費支出 車輜費支出 管理費返還支出 〇〇費支出 雑支出 事務費支出 福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出				

事業活動による収支	支出	事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 賃借料支出 土地・建物賃借料支出 租税公課支出 保守料支出 渉外費支出 諸会費支出 〇〇費支出 雑支出 就労支援事業支出 就労支援事業販売原価支出 就労支援事業製造原価支出 就労支援事業仕入支出 就労支援事業販管費支出 授産事業支出 〇〇事業支出 〇〇支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出 利用者等外給食費支出 雑支出 流動資産評価損等による資金減少額 有価証券売却損 資産評価損 有価証券評価損 〇〇評価損 為替差損 徴収不能額 事業活動支出計(2)				
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)				
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入 施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等寄附金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入 設備資金借入金収入 固定資産売却収入 車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 〇〇売却収入 その他の施設整備等による収入 〇〇収入 施設整備等収入計(4)				
	支出	設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 土地取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 〇〇取得支出 固定資産除却・廃棄支出				

	支出	ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出 〇〇支出				
		施設整備等支出計(5)				
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)				
	その他の活動による収支	収入				
		長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 〇〇積立資産取崩収入 事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入 事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入 事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 その他の活動による収入 〇〇収入				
		その他の活動収入計(7)				
		支出				
		長期運営資金借入金元金償還支出 長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出 退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 〇〇積立資産支出 事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出 事業区分間長期借入金返済支出 拠点区分間長期借入金返済支出 事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出 その他の活動による支出 〇〇支出				
		その他の活動支出計(8)				
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)				
		予備費支出(10)	××× △×××	—	×××	
		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)				
		前期末支払資金残高(12)				
		当期末支払資金残高(11)+(12)				

(注) 予備費支出△×××円は〇〇支出に充当使用した額である。

事業活動計算書

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益 老人福祉事業収益 児童福祉事業収益 保育事業収益 就労支援事業収益 障害福祉サービス等事業収益 生活保護事業収益 医療事業収益 〇〇事業収益 〇〇収益 経常経費寄附金収益 その他の収益		
		サービス活動収益計(1)		
	費用	人件費 事業費 事務費 就労支援事業費用 授産事業費用 〇〇費用 利用者負担軽減額 減価償却費 国庫補助金等特別積立金取崩額 徴収不能額 徴収不能引当金繰入 その他の費用	△×××	△×××
		サービス活動費用計(2)		
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)			
サービス活動外増減の部	収益	借入金利息補助金収益 受取利息配当金収益 有価証券評価益 有価証券売却益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益 その他のサービス活動外収益		
		サービス活動外収益計(4)		
	費用	支払利息 有価証券評価損 有価証券売却損 投資有価証券評価損 投資有価証券売却損 その他のサービス活動外費用		
		サービス活動外費用計(5)		
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)			
	経常増減差額(7)=(3)+(6)			

特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益 施設整備等寄附金収益 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 固定資産受贈額 固定資産売却益 その他の特別収益			
		特別収益計(8)			
	費用	基本金組入額 資産評価損 固定資産売却損・処分損 国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等) 国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失 その他の特別損失	△×××	△×××	
		特別費用計(9)			
		特別増減差額(10)=(8)-(9)			
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)					
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)				
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)				
	基本金取崩額(14)				
	その他の積立金取崩額(15)				
	その他の積立金積立額(16)				
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)				

事業活動内訳表

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

(単位: 円)

勘定科目			社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引消去	法人合計
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益						
		老人福祉事業収益						
		児童福祉事業収益						
		保育事業収益						
		就労支援事業収益						
		障害福祉サービス等事業収益						
		生活保護事業収益						
		医療事業収益						
		〇〇事業収益						
		〇〇収益						
		経常経費寄附金収益						
	その他の収益							
サービス活動収益計(1)								
費用	人件費							
	事業費							
	事務費							
	就労支援事業費用							
	授産事業費用							
	〇〇費用							
	利用者負担軽減額							
	減価償却費							
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××	
	徴収不能額							
	徴収不能引当金繰入							
その他の費用								
サービス活動費用計(2)								
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)								
サービス活動外増減の部	収益	借入金利息補助金収益						
		受取利息配当金収益						
		有価証券評価益						
		有価証券売却益						
		投資有価証券評価益						
		投資有価証券売却益						
		その他のサービス活動外収益						
	サービス活動外収益計(4)							
	費用	支払利息						
		有価証券評価損						
		有価証券売却損						
		投資有価証券評価損						
投資有価証券売却損								
その他のサービス活動外費用								
サービス活動外費用計(5)								
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)								
経常増減差額(7)=(3)+(6)								

特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益 施設整備等寄附金収益 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 固定資産受贈額 固定資産売却益 事業区分間繰入金収益 事業区分間固定資産移管収益 その他の特別収益						
		特別収益計(8)						
	費用	基本金組入額 資産評価損 固定資産売却損・処分損 国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等) 国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失 事業区分間繰入金費用 事業区分間固定資産移管費用 その他の特別損失	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
		特別費用計(9)						
		特別増減差額(10)=(8)-(9)						
		当期活動増減差額(11)=(7)+(10)						
		繰越活動増減差額の部						
		前期繰越活動増減差額(12)						
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)						
		基本金取崩額(14)						
		その他の積立金取崩額(15)						
繰越活動増減差額の部		その他の積立金積立額(16)						
		次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)						

〇〇事業区分 事業活動内訳表

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

(単位:円)

勘定科目			〇〇拠点	△△拠点	××拠点	合計	内部取引消去	事業区分合計
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益						
		老人福祉事業収益						
		児童福祉事業収益						
		保育事業収益						
		就労支援事業収益						
		障害福祉サービス等事業収益						
		生活保護事業収益						
		医療事業収益						
		〇〇事業収益						
		〇〇収益						
サービス活動増減の部	費用	経常経費寄附金収益						
		その他の収益						
		サービス活動収益計(1)						
		人件費						
		事業費						
		事務費						
		就労支援事業費用						
		授産事業費用						
		〇〇費用						
		利用者負担軽減額						
サービス活動増減の部	収益	減価償却費						
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
		徴収不能額						
		徴収不能引当金繰入						
		その他の費用						
		サービス活動費用計(2)						
		サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)						
		借入金利息補助金収益						
		受取利息配当金収益						
		有価証券評価益						
サービス活動外増減の部	費用	有価証券売却益						
		投資有価証券評価益						
		投資有価証券売却益						
		その他のサービス活動外収益						
		サービス活動外収益計(4)						
		支払利息						
		有価証券評価損						
		有価証券売却損						
		投資有価証券評価損						
		投資有価証券売却損						
サービス活動外増減の部	収益	その他のサービス活動外費用						
		サービス活動外費用計(5)						
		サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)						
		経常増減差額(7)=(3)+(6)						

特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益 施設整備等寄附金収益 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 固定資産受贈額 固定資産売却益 事業区分間繰入金収益 拠点区分間繰入金収益 事業区分間固定資産移管収益 拠点区分間固定資産移管収益 その他の特別収益						
		特別収益計(8)						
	費用	基本金組入額 資産評価損 固定資産売却損・処分損 国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等) 国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失 事業区分間繰入金費用 拠点区分間繰入金費用 事業区分間固定資産移管費用 拠点区分間固定資産移管費用 その他の特別損失	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
		特別費用計(9)						
		特別増減差額(10)=(8)-(9)						
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)							
	繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)						
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)						
		基本金取崩額(14)						
		その他の積立金取崩額(15)						
		その他の積立金積立額(16)						
		次期繰越活動増減差額 (17)=(13)+(14)+(15)-(16)						

〇〇拠点区分 事業活動計算書

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	介護保険事業収益			
	施設介護料収益			
	介護報酬収益			
	利用者負担金収益(公費)			
	利用者負担金収益(一般)			
	居宅介護料収益			
	(介護報酬収益)			
	介護報酬収益			
	介護予防報酬収益			
	(利用者負担金収益)			
	介護負担金収益(公費)			
	介護負担金収益(一般)			
	介護予防負担金収益(公費)			
	介護予防負担金収益(一般)			
	地域密着型介護料収益			
	(介護報酬収益)			
	介護報酬収益			
	介護予防報酬収益			
	(利用者負担金収益)			
	介護負担金収益(公費)			
	介護負担金収益(一般)			
	介護予防負担金収益(公費)			
	介護予防負担金収益(一般)			
	居宅介護支援介護料収益			
	居宅介護支援介護料収益			
	介護予防支援介護料収益			
	利用者等利用料収益			
	施設サービス利用料収益			
	居宅介護サービス利用料収益			
	地域密着型介護サービス利用料収益			
	食費収益(公費)			
	食費収益(一般)			
	居住費収益(公費)			
	居住費収益(一般)			
	その他の利用料収益			
	その他の事業収益			
	補助金事業収益			
	市町村特別事業収益			
	受託事業収益			
	その他の事業収益			
	(保険等査定減)			
	老人福祉事業収益			
	措置事業収益			
	事務費収益			
	事業費収益			
	その他の利用料収益			
	その他の事業収益			
	運営事業収益			
	管理費収益			
	その他の利用料収益			
	補助金事業収益			
	その他の事業収益			
	その他の事業収益			
	管理費収益			

サービス活動増減の部	収益	その他の利用料収益			
		その他の事業収益			
		児童福祉事業収益			
		措置費収益			
		事務費収益			
		事業費収益			
		私的契約利用料収益			
		その他の事業収益			
		補助金事業収益			
		受託事業収益			
		その他の事業収益			
		保育事業収益			
		保育所運営費収益			
		私的契約利用料収益			
		私立認定保育所利用料収益			
		その他の事業収益			
		補助金事業収益			
		受託事業収益			
		その他の事業収益			
		就労支援事業収益			
		〇〇事業収益			
		障害福祉サービス等事業収益			
		自立支援給付費収益			
		介護給付費収益			
		特例介護給付費収益			
		訓練等給付費収益			
		特例訓練等給付費収益			
		地域相談支援給付費収益			
		特例地域相談支援給付費収益			
		計画相談支援給付費収益			
		特例計画相談支援給付費収益			
		障害児施設給付費収益			
		障害児通所給付費収益			
		特例障害児通所給付費収益			
		障害児入所給付費収益			
		障害児相談支援給付費収益			
		特例障害児相談支援給付費収益			
		利用者負担金収益			
		補足給付費収益			
		特定障害者特別給付費収益			
		特例特定障害者特別給付費収益			
		特定入所障害児食費等給付費収益			
		特定費用収益			
		その他の事業収益			
		補助金事業収益			
		受託事業収益			
		その他の事業収益			
		(保険等査定減)			
		生活保護事業収益			
		措置費収益			
		事務費収益			
		事業費収益			
		授産事業収益			
		〇〇事業収益			
		利用者負担金収益			
		その他の事業収益			
		補助金事業収益			
		受託事業収益			
		その他の事業収益			
		医療事業収益			
		入院診療収益			
		室料差額収益			

サービス活動増減の部	収益	外来診療収益 保健予防活動収益 受託検査・施設利用収益 訪問看護療養費収益 訪問看護利用料収益 訪問看護基本利用料収益 訪問看護その他の利用料収益 その他の医療事業収益 補助金事業収益 受託事業収益 その他の医業収益 (保険等査定減) ○○事業収益 ○○事業収益 その他の事業収益 補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益 ○○収益 ○○収益 経常経費寄附金収益 その他の収益			
		サービス活動収益計(1)			
	費用	人件費 役員報酬 職員給料 職員賞与 賞与引当金繰入 非常勤職員給与 派遣職員費 退職給付費用 法定福利費 事業費 給食費 介護用品費 医薬品費 診療・療養等材料費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗器具備品費 保険料 賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 車輛費 ○○費 雑費 事務費 福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 研修研究費 事務消耗品費 印刷製本費			

サービス活動増減の部	費用	水道光熱費			
		燃料費			
		修繕費			
		通信運搬費			
		会議費			
		広報費			
		業務委託費			
		手数料			
		保険料			
		賃借料			
		土地・建物賃借料			
		租税公課			
		保守料			
		渉外費			
		諸会費			
		〇〇費			
		雑費			
サービス活動増減の部	費用	就労支援事業費用			
		就労支援事業販売原価			
		期首製品（商品）棚卸高			
		当期就労支援事業製造原価			
		当期就労支援事業仕入高			
		期末製品（商品）棚卸高			
		就労支援事業販管費			
		授産事業費用			
		〇〇事業費			
		〇〇費用			
		利用者負担軽減額			
		減価償却費			
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△×××	△×××	
		徴収不能額			
		徴収不能引当金繰入			
		その他の費用			
サービス活動増減の部	費用	サービス活動費用計（２）			
		サービス活動増減差額（３）＝（１）－（２）			
サービス活動外増減の部	収益	借入金利息補助金収益			
		受取利息配当金収益			
		有価証券評価益			
		有価証券売却益			
		投資有価証券評価益			
		投資有価証券売却益			
		その他のサービス活動外収益			
		受入研修費収益			
		利用者等外給食収益			
		為替差益			
		雑収益			
		サービス活動外収益計（４）			
	費用	支払利息			
		有価証券評価損			
		有価証券売却損			
		投資有価証券評価損			
		投資有価証券売却損			
		その他のサービス活動外費用			
		利用者等外給食費			
		為替差損			
		雑損失			
		サービス活動外費用計（５）			
		サービス活動外増減差額（６）＝（４）－（５）			
		経常増減差額（７）＝（３）＋（６）			
収益	収益	施設整備等補助金収益			
		施設整備等補助金収益			
		設備資金借入金元金償還補助金収益			

特別増減の部	収益	施設整備等寄附金収益 施設整備等寄附金収益 設備資金借入金元金償還寄附金収益 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 固定資産受贈額 〇〇受贈額 固定資産売却益 車輛運搬具売却益 器具及び備品売却益 〇〇売却益 事業区分間繰入金収益 拠点区分間繰入金収益 事業区分間固定資産移管収益 拠点区分間固定資産移管収益 その他の特別収益 徴収不能引当金戻入益			
		特別収益計(8)			
	費用	基本金組入額 資産評価損 固定資産売却損・処分損 建物売却損・処分損 車輛運搬具売却損・処分損 器具及び備品売却損・処分損 その他の固定資産売却損・処分損 国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等) 国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失 事業区分間繰入金費用 拠点区分間繰入金費用 事業区分間固定資産移管費用 拠点区分間固定資産移管費用 その他の特別損失			
		特別費用計(9)			
		特別増減差額(10)=(8)-(9)			
		当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			
	繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)			
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)			
		基本金取崩額(14)			
		その他の積立金取崩額(15)			
		〇〇積立金取崩額			
		その他の積立金積立額(16)			
		〇〇積立金積立額			
		次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)			

貸借対照表
平成 年 月 日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産				流動負債			
現金預金				短期運営資金借入金			
有価証券				事業未払金			
事業未収金				その他の未払金			
未収金				支払手形			
未収補助金				役員等短期借入金			
未収収益				1年以内返済予定設備資金借入金			
受取手形				1年以内返済予定長期運営資金借入金			
貯蔵品				1年以内返済予定リース債務			
医薬品				1年以内返済予定役員等長期借入金			
診療・療養費等材料				1年以内支払予定長期未払金			
給食用材料				未払費用			
商品・製品				預り金			
仕掛品				職員預り金			
原材料				前受金			
立替金				前受収益			
前払金				仮受金			
前払費用				賞与引当金			
1年以内回収予定長期貸付金				その他の流動負債			
短期貸付金							
仮払金							
その他の流動資産							
徴収不能引当金							
固定資産				固定負債			
基本財産				設備資金借入金			
土地				長期運営資金借入金			
建物				リース債務			
定期預金				役員等長期借入金			
投資有価証券				退職給付引当金			
その他の固定資産				長期未払金			
土地				長期預り金			
建物				その他の固定負債			
構築物							
機械及び装置				負債の部合計			
車輛運搬具				純 資 産 の 部			
器具及び備品				基本金			
建設仮勘定				国庫補助金等特別積立金			
有形リース資産				その他の積立金			
権利				〇〇積立金			
ソフトウェア				次期繰越活動増減差額			
無形リース資産				(うち当期活動増減差額)			
投資有価証券							
長期貸付金							
退職給付引当資産							
長期預り金積立資産							
〇〇積立資産							
差入保証金							
長期前払費用							
その他の固定資産							
				純資産の部合計			
資産の部合計				負債及び純資産の部合計			

貸借対照表内訳表

平成 年 月 日現在

(単位：円)

勘定科目	社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引消去	法人合計
流動資産						
現金預金						
有価証券						
事業未収金						
未収金						
未収補助金						
未収収益						
受取手形						
貯蔵品						
医薬品						
診療・療養費等材料						
給食用材料						
商品・製品						
仕掛品						
原材料						
立替金						
前払金						
前払費用						
1年以内回収予定長期貸付金						
1年以内回収予定事業区分間長期貸付金						
短期貸付金						
事業区分間貸付金						
仮払金						
その他の流動資産						
徴収不能引当金						
固定資産						
基本財産						
土地						
建物						
定期預金						
投資有価証券						
その他の固定資産						
土地						
建物						
構築物						
機械及び装置						
車輛運搬具						
器具及び備品						
建設仮勘定						
有形リース資産						
権利						
ソフトウェア						
無形リース資産						
投資有価証券						
長期貸付金						
事業区分間長期貸付金						
退職給付引当資産						
長期預り金積立資産						
〇〇積立資産						
差入保証金						
長期前払費用						
その他の固定資産						
資産の部合計						

流動負債						
短期運営資金借入金						
事業未払金						
その他の未払金						
支払手形						
役員等短期借入金						
1年以内返済予定設備資金借入金						
1年以内返済予定長期運営資金借入金						
1年以内返済予定リース債務						
1年以内返済予定役員等長期借入金						
1年以内返済予定事業区分間長期借入金						
1年以内支払予定長期未払金						
未払費用						
預り金						
職員預り金						
前受金						
前受収益						
事業区分間借入金						
仮受金						
賞与引当金						
その他の流動負債						
固定負債						
設備資金借入金						
長期運営資金借入金						
リース債務						
役員等長期借入金						
事業区分間長期借入金						
退職給付引当金						
長期未払金						
長期預り金						
その他の固定負債						
負債の部合計						
基本金						
国庫補助金等特別積立金						
その他の積立金						
〇〇積立金						
次期繰越活動増減差額						
（うち当期活動増減差額）						
純資産の部合計						
負債及び純資産の部合計						

〇〇事業区分 貸借対照表内訳表

平成 年 月 日現在

(単位：円)

勘定科目	〇〇拠点	△△拠点	××拠点	合計	内部取引消去	事業区分計
流動資産						
現金預金						
有価証券						
事業未収金						
未収金						
未収補助金						
未収収益						
受取手形						
貯蔵品						
医薬品						
診療・療養費等材料						
給食用材料						
商品・製品						
仕掛品						
原材料						
立替金						
前払金						
前払費用						
1年以内回収予定長期貸付金						
1年以内回収予定事業区分間長期貸付金						
1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金						
短期貸付金						
事業区分間貸付金						
拠点区分間貸付金						
仮払金						
その他の流動資産						
徴収不能引当金						
固定資産						
基本財産						
土地						
建物						
定期預金						
投資有価証券						
その他の固定資産						
土地						
建物						
構築物						
機械及び装置						
車輛運搬具						
器具及び備品						
建設仮勘定						
有形リース資産						
権利						
ソフトウェア						
無形リース資産						
投資有価証券						
長期貸付金						
事業区分間長期貸付金						
拠点区分間長期貸付金						
退職給付引当資産						
長期預り金積立資産						
〇〇積立資産						
差入保証金						
長期前払費用						
その他の固定資産						
資産の部合計						

流動負債						
短期運営資金借入金						
事業未払金						
その他の未払金						
支払手形						
役員等短期借入金						
1年以内返済予定設備資金借入金						
1年以内返済予定長期運営資金借入金						
1年以内返済予定リース債務						
1年以内返済予定役員等長期借入金						
1年以内返済予定事業区分間長期借入金						
1年以内返済予定拠点区分間長期借入金						
1年以内支払予定長期未払金						
未払費用						
預り金						
職員預り金						
前受金						
前受収益						
事業区分間借入金						
拠点区分間借入金						
仮受金						
賞与引当金						
その他の流動負債						
固定負債						
設備資金借入金						
長期運営資金借入金						
リース債務						
役員等長期借入金						
事業区分間長期借入金						
拠点区分間長期借入金						
退職給付引当金						
長期未払金						
長期預り金						
その他の固定負債						
負債の部合計						
基本金						
国庫補助金等特別積立金						
その他の積立金						
〇〇積立金						
次期繰越活動増減差額						
(うち当期活動増減差額)						
純資産の部合計						
負債及び純資産の部合計						

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

.....

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－・・・
 - ・賞与引当金－・・・

3. 重要な会計方針の変更

.....

4. 法人で採用する退職給付制度

.....

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア A里拠点（社会福祉事業）
 - 「介護老人福祉施設A里」
 - 「短期入所生活介護〇〇」
 - 「居宅介護支援〇〇」
 - 「本部」
 - イ B園拠点（社会福祉事業）
 - 「保育所B園」
 - ウ Cの家拠点（社会福祉事業）
 - 「児童養護施設Cの家」
 - 「子育て短期支援事業〇〇」
 - エ D苑拠点（公益事業）
 - 「有料老人ホームD苑」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

				(単位：円)
基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地				
建物				
定期預金				
投資有価証券				
合計				

7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

〇〇施設を〇〇へ譲渡したことに伴い、基本金***円及び国庫補助金等特別積立金***円を取り崩した。

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	〇〇〇円
建物（基本財産）	〇〇〇円
計	〇〇〇円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	〇〇〇円
計	〇〇〇円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）			
建物			
構築物			
.....			
合計			

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
合 計			

1 1. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
第〇回利付国債			
第△回利付国債			
第☆回★★社 期限前償還条件付社債			
合 計			

1 2. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

										(単位:)	
種類	法人等の 名称	住所	資産総額	事業の	議決権の	関係内容		取引の 内容	取引金額	科目	期末残
				内容	所有割合	役員の	事業上の				
				又は職業		兼務等	関係				

取引条件及び取引条件の決定方針等

.....

1 3. 重要な偶発債務

.....

1 4. 重要な後発事象

.....

1 5. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

.....

〇〇拠点区分 貸借対照表

平成 年 月 日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当 年 度 末	前 年 度 末	増 減		当 年 度 末	前 年 度 末	増 減
流動資産				流動負債			
現金預金				短期運営資金借入金			
有価証券				事業未払金			
事業未収金				その他の未払金			
未収金				支払手形			
未収補助金				役員職員等短期借入金			
未収収益				1年以内返済予定設備資金借入金			
受取手形				1年以内返済予定長期運営資金借入金			
貯蔵品				1年以内返済予定リース債務			
医薬品				1年以内返済予定役員等長期借入金			
診療・療養費等材料				1年以内返済予定事業区分間長期借入金			
給食用材料				1年以内返済予定拠点区分間長期借入金			
商品・製品				1年以内支払予定長期未払金			
仕掛品				未払費用			
原材料				預り金			
立替金				職員預り金			
前払金				前受金			
前払費用				前受収益			
1年以内回収予定長期貸付金				事業区分間借入金			
1年以内回収予定事業区分間長期貸付金				拠点区分間借入金			
1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金				仮受金			
短期貸付金				賞与引当金			
事業区分間貸付金				その他の流動負債			
拠点区分間貸付金							
仮払金							
その他の流動資産							
徴収不能引当金							
固定資産				固定負債			
基本財産				設備資金借入金			
土地				長期運営資金借入金			
建物				リース債務			
定期預金				役員等長期借入金			
投資有価証券				事業区分間長期借入金			
その他の固定資産				拠点区分間長期借入金			
土地				退職給付引当金			
建物				長期未払金			
構築物				長期預り金			
機械及び装置				その他の固定負債			
車輛運搬具							
器具及び備品							
建設仮勘定							
有形リース資産				負債の部合計			
権利							
ソフトウェア				純 資 産 の 部			
無形リース資産				基本金			
投資有価証券				国庫補助金等特別積立金			
長期貸付金				その他の積立金			
事業区分間長期貸付金				〇〇積立金			
拠点区分間長期貸付金				次期繰越活動増減差額			
退職給付引当資産				(うち当期活動増減差額)			
長期預り金積立資産							
〇〇積立資産							
差入保証金							
長期前払費用							
その他の固定資産							
				純資産の部合計			
資産の部合計				負債及び純資産の部合計			

財務諸表に対する注記（A里拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－・・・
 - ・賞与引当金－・・・

2. 重要な会計方針の変更

・・・・・・・・

3. 採用する退職給付制度

・・・・・・・・

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

- (1) A里拠点財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)
 - ア 介護老人福祉施設A里
 - イ 短期入所生活介護〇〇
 - ウ 居宅介護支援〇〇
 - エ 本部
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

					(単位：円)
基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	
土地					
建物					
定期預金					
投資有価証券					
合計					

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

〇〇施設を〇〇へ譲渡したことに伴い、基本金***円及び国庫補助金等特別積立金***円を取り崩した。

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	〇〇〇円
建物（基本財産）	〇〇〇円
計	〇〇〇円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（１年以内返済予定額を含む）	〇〇〇円
設備資金借入金（１年以内返済予定額を含む）（Ｃ拠点）	〇〇〇円
計	〇〇〇円

※Ｃ拠点では「7. 担保に供している資産」は「該当なし」と記載。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）			
建物			
構築物			
・ ・ ・ ・ ・			
・ ・ ・ ・ ・			
・ ・ ・ ・ ・			
合計			

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
合 計			

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

（単位：円）

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
第〇回利付国債			
第△回利付国債			
第☆回★★社 期限前償還条件付社債			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

社会福祉法人名
拠点区分

(単位:円)

資産の種類及び名称	期首帳簿価額(A)		当期増加額(B)		当期減価償却額(C)		当期減少額(D)		期末帳簿価額(E=A+B-C-D)		減価償却累計額(F)		期末取得原価(G=E+F)		摘要
		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額	
基本財産(有形固定資産)															
土地															
建物															
基本財産合計															
その他の固定資産(有形固定資産)															
土地															
建物															
車輛運搬具															
〇〇〇															
その他の固定資産(有形固定資産)計															
その他の固定資産(無形固定資産)															
〇〇〇															
〇〇〇															
その他の固定資産(無形固定資産)計															
その他の固定資産計															
基本財産及びその他の固定資産計															
将来入金予定の償還補助金の額															
差 引															

(注) 1. 「うち国庫補助金等の額」については、設備資金元金償還補助金がある場合には、償還補助総額を記載した上で、国庫補助金取崩計算を行うものとする。
ただし、「将来入金予定の償還補助金の額」欄では、「期首帳簿価額」の「うち国庫補助金等の額」はマイナス表示し、実際に補助金を受けた場合に「当期増加額」の「うち国庫補助金等の額」をプラス表示することにより、「差引」欄の「期末帳簿価額」の「うち国庫補助金等の額」が貸借対照表上の国庫補助金等特別積立金残高と一致することが確認できる。

2. 「当期増加額」には減価償却控除前の増加額、「当期減少額」には当期減価償却額を控除した減少額を記載する。

引当金明細書

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

社会福祉法人名
拠点区分

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
退職給付引当金	***	*** (***)	***	*** (***)	***	
計						

(注)

1. 引当金明細書には、引当金の種類ごとに、期首残高、当期増加額、当期減少額及び期末残高の明細を記載する。
2. 目的使用以外の要因による減少額については、その内容及び金額を注記する。
3. 都道府県共済会または法人独自の退職給付制度において、職員の転職または拠点間の異動により、退職給付の支払を伴わない退職給付引当金の増加または減少が発生した場合は、当期増加額又は当期減少額（その他）の欄に括弧書きでその金額を内数として記載するものとする。

〇〇拠点区分 資金収支明細書

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

社会福祉法人名

(単位: 円)

勘定科目		サービス区分			合計	内部取引消去	拠点区分合計
		〇〇事業	△△事業	××事業			
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入					
		施設介護料収入					
		介護報酬収入					
		利用者負担金収入 (公費)					
		利用者負担金収入 (一般)					
		居宅介護料収入					
		(介護報酬収入)					
		介護報酬収入					
		介護予防報酬収入					
		(利用者負担金収入)					
		介護負担金収入 (公費)					
		介護負担金収入 (一般)					
		介護予防負担金収入 (公費)					
		介護予防負担金収入 (一般)					
		地域密着型介護料収入					
		(介護報酬収入)					
		介護報酬収入					
		介護予防報酬収入					
		(利用者負担金収入)					
		介護負担金収入 (公費)					
		介護負担金収入 (一般)					
		介護予防負担金収入 (公費)					
		介護予防負担金収入 (一般)					
		居宅介護支援介護料収入					
		居宅介護支援介護料収入					
		介護予防支援介護料収入					
		利用者等利用料収入					
		施設サービス利用料収入					
		居宅介護サービス利用料収入					
		地域密着型介護サービス利用料収入					
		食費収入 (公費)					
		食費収入 (一般)					
		居住費収入 (公費)					
		居住費収入 (一般)					
		その他の利用料収入					
		その他の事業収入					
		補助金事業収入					
		市町村特別事業収入					
		受託事業収入					
		その他の事業収入					
		(保険等査定減)					
		老人福祉事業収入					
		措置事業収入					
		事務費収入					
		事業費収入					
		その他の利用料収入					
		その他の事業収入					
		運営事業収入					
		管理費収入					

事業活動による収支	収入	その他の利用料収入							
		補助金事業収入							
		その他の事業収入							
		その他の事業収入							
		管理費収入							
		その他の利用料収入							
		その他の事業収入							
		児童福祉事業収入							
		措置費収入							
		事務費収入							
		事業費収入							
		私的契約利用料収入							
		その他の事業収入							
		補助金事業収入							
		受託事業収入							
		その他の事業収入							
		保育事業収入							
		保育所運営費収入							
		私的契約利用料収入							
		私立認定保育所利用料収入							
		その他の事業収入							
		補助金事業収入							
		受託事業収入							
		その他の事業収入							
		就労支援事業収入							
		〇〇事業収入							
		障害福祉サービス等事業収入							
		自立支援給付費収入							
		介護給付費収入							
		特例介護給付費収入							
		訓練等給付費収入							
		特例訓練等給付費収入							
		サービス利用計画作成費収入							
		障害児施設給付費収入							
		利用者負担金収入							
		補足給付費収入							
		特定障害者特別給付費収入							
		特例特定障害者特別給付費収入							
		特定入所障害児食費等給付費収入							
		特定費用収入							
		その他の事業収入							
		補助金事業収入							
		受託事業収入							
		その他の事業収入							
		(保険等査定減)							
		生活保護事業収入							
		措置費収入							
		事務費収入							
		事業費収入							
		授産事業収入							
		〇〇事業収入							
		利用者負担金収入							
		その他の事業収入							
		補助金事業収入							
		受託事業収入							
		その他の事業収入							
		医療事業収入							
		入院診療収入							
		室料差額収入							
		外来診療収入							
		保健予防活動収入							

事業活動による収支	収入	受託検査・施設利用収入 訪問看護療養費収入 訪問看護利用料収入 訪問看護基本利用料収入 訪問看護その他の利用料収入 その他の医療事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の医療事業収入 (保険等査定減) ○○事業収入 ○○事業収入 その他の事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入 ○○収入 ○○収入 借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入 受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入 流動資産評価益等による資金増加額 有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益						
		事業活動収入計(1)						
事業活動による収支	支出	人件費支出 役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出 退職給付支出 法定福利費支出 事業費支出 給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・療養等材料費支出 保健衛生費支出 医療費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出 保険料支出 賃借料支出 教育指導費支出 就職支度費支出 葬祭費支出 車輛費支出 管理費返還支出 ○○費支出						

事業活動による収支	支出	雑支出						
		事務費支出						
		福利厚生費支出						
		職員被服費支出						
		旅費交通費支出						
		研修研究費支出						
		事務消耗品費支出						
		印刷製本費支出						
		水道光熱費支出						
		燃料費支出						
		修繕費支出						
		通信運搬費支出						
		会議費支出						
		広報費支出						
		業務委託費支出						
		手数料支出						
		保険料支出						
		賃借料支出						
		土地・建物賃借料支出						
		租税公課支出						
		保守料支出						
		渉外費支出						
		諸会費支出						
		〇〇費支出						
		雑支出						
		就労支援事業支出						
		就労支援事業販売原価支出						
		就労支援事業販管費支出						
		授産事業支出						
		〇〇事業支出						
		〇〇支出						
		利用者負担軽減額						
		支払利息支出						
		その他の支出						
		利用者等外給食費支出						
		雑支出						
		流動資産評価損等による資金減少額						
		有価証券売却損						
		資産評価損						
		有価証券評価損						
		〇〇評価損						
		為替差損						
	徴収不能額							
事業活動支出計(2)								
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)								
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入						
		施設整備等補助金収入						
		設備資金借入金元金償還補助金収入						
		施設整備等寄附金収入						
		施設整備等寄附金収入						
		設備資金借入金元金償還寄附金収入						
		設備資金借入金収入						
		固定資産売却収入						

施設整備等による収支	収入	車輜運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 〇〇売却収入 その他の施設整備等による収入 〇〇収入						
		施設整備等収入計(4)						
	支出	設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 土地取得支出 建物取得支出 車輜運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 〇〇取得支出 固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出 〇〇支出						
		施設整備等支出計(5)						
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)						
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 〇〇積立資産取崩収入 事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入 事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入 事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 サービス区分間繰入金収入 その他の活動による収入 〇〇収入						
		その他の活動収入計(7)						
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出 長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出 退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 〇〇積立資産支出 事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出 事業区分間長期借入金返済支出 拠点区分間長期借入金返済支出 事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出 サービス区分間繰入金支出 その他の活動による支出 〇〇支出						
		その他の活動支出計(8)						
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)						
		当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)						
		前期末支払資金残高(11)						
		当期末支払資金残高(10)+(11)						

〇〇拠点区分 事業活動明細書

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

社会福祉法人名

(単位：円)

勘定科目		サービス区分			合計	内部取引消去	拠点区分合計
		〇〇事業	△△事業	××事業			
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益					
		施設介護料収益					
		介護報酬収益					
		利用者負担金収益 (公費)					
		利用者負担金収益 (一般)					
		居宅介護料収益					
		(介護報酬収益)					
		介護報酬収益					
		介護予防報酬収益					
		(利用者負担金収益)					
		介護負担金収益 (公費)					
		介護負担金収益 (一般)					
		介護予防負担金収益 (公費)					
		介護予防負担金収益 (一般)					
		地域密着型介護料収益					
		(介護報酬収益)					
		介護報酬収益					
		介護予防報酬収益					
		(利用者負担金収益)					
		介護負担金収益 (公費)					
		介護負担金収益 (一般)					
		介護予防負担金収益 (公費)					
		介護予防負担金収益 (一般)					
		居宅介護支援介護料収益					
		居宅介護支援介護料収益					
		介護予防支援介護料収益					
		利用者等利用料収益					
		施設サービス利用料収益					
		居宅介護サービス利用料収益					
		地域密着型介護サービス利用料収益					
		食費収益 (公費)					
		食費収益 (一般)					
		居住費収益 (公費)					
		居住費収益 (一般)					
		その他の利用料収益					
		その他の事業収益					
		補助金事業収益					
		市町村特別事業収益					
		受託事業収益					
		その他の事業収益					
		(保険等査定減)					
		老人福祉事業収益					
		措置事業収益					
		事務費収益					
		事業費収益					
		その他の利用料収益					
		その他の事業収益					
		運営事業収益					
		管理費収益					
		その他の利用料収益					
		補助金事業収益					
		その他の事業収益					
		その他の事業収益					

サービス活動増減の部	収益	管理費収益						
		その他の利用料収益						
		その他の事業収益						
		児童福祉事業収益						
		措置費収益						
		事務費収益						
		事業費収益						
		私的契約利用料収益						
		その他の事業収益						
		補助金事業収益						
		受託事業収益						
		その他の事業収益						
		保育事業収益						
		保育所運営費収益						
		私的契約利用料収益						
		私立認定保育所利用料収益						
		その他の事業収益						
		補助金事業収益						
		受託事業収益						
		その他の事業収益						
		就労支援事業収益						
		〇〇事業収益						
		障害福祉サービス等事業収益						
		自立支援給付費収益						
		介護給付費収益						
		特例介護給付費収益						
		訓練等給付費収益						
		特例訓練等給付費収益						
		サービス利用計画作成費収益						
		障害児施設給付費収益						
		利用者負担金収益						
		補足給付費収益						
		特定障害者特別給付費収益						
		特例特定障害者特別給付費収益						
		特定入所障害児食費等給付費収益						
		特定費用収益						
		その他の事業収益						
		補助金事業収益						
		受託事業収益						
		その他の事業収益						
		(保険等査定減)						
		生活保護事業収益						
		措置費収益						
		事務費収益						
		事業費収益						
		授産事業収益						
		〇〇事業収益						
		利用者負担金収益						
		その他の事業収益						
		補助金事業収益						
		受託事業収益						
		その他の事業収益						
		医療事業収益						
		入院診療収益						
		室料差額収益						
		外来診療収益						
		保健予防活動収益						
		受託検査・施設利用収益						
		訪問看護療養費収益						
		訪問看護利用料収益						
		訪問看護基本利用料収益						
		訪問看護その他の利用料収益						
		その他の医療事業収益						
		補助金事業収益						

	収益	受託事業収益 その他の医業収益 (保険等査定減) ○○事業収益 ○○事業収益 その他の事業収益 補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益 ○○収益 ○○収益 経常経費寄附金収益 その他の収益						
		サービス活動収益計(1)						
サービス活動増減の部	費用	人件費 役員報酬 職員給料 職員賞与 賞与引当金繰入 非常勤職員給与 派遣職員費 退職給付費用 法定福利費 事業費 給食費 介護用品費 医薬品費 診療・療養等材料費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗器具備品費 保険料 賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 車輛費 ○○費 雑費 事務費 福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 研修研究費 事務消耗品費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 保険料 賃借料 土地・建物賃借料						

サービス活動増減の部	費用	租税公課					
		保守料					
		渉外費					
		諸会費					
		〇〇費					
		雑費					
		就労支援事業費用					
		就労支援事業販売原価					
		期首製品（商品）棚卸高					
		当期就労支援事業製造原価					
		当期就労支援事業仕入高					
		期末製品（商品）棚卸高					
		就労支援事業販管費					
		授産事業費用					
		〇〇事業費					
		〇〇費用					
	利用者負担軽減額						
減価償却費							
国庫補助金等特別積立金取崩額	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××	
徴収不能額							
徴収不能引当金繰入							
その他の費用							
サービス活動費用計（２）							
サービス活動増減差額（３）＝（１）－（２）							
サービス活動外増減の部	収益	借入金利息補助金収益					
		受取利息配当金収益					
		有価証券評価益					
		有価証券売却益					
		投資有価証券評価益					
		投資有価証券売却益					
		その他のサービス活動外収益					
		受入研修費収益					
		利用者等外給食収益					
		為替差益					
		雑収益					
	サービス活動外収益計（４）						
	費用	支払利息					
		有価証券評価損					
		有価証券売却損					
		投資有価証券評価損					
		投資有価証券売却損					
その他のサービス活動外費用							
利用者等外給食費							
為替差損							
雑損失							
サービス活動外費用計（５）							
サービス活動外増減差額（６）＝（４）－（５）							
経常増減差額（７）＝（３）＋（６）							

財 産 目 録

平成 年 月 日現在

(単位:円)

資 産 ・ 負 債 の 内 訳		金 額
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
現金	現金手許有高	
普通預金	〇〇銀行 〇〇支店	
事業未収金	〇月分介護料	
.....		
流動資産合計		
2 固定資産		
(1) 基本財産		
土地	所在地番〇〇 地目〇〇	
建物	所在〇〇 家屋番号〇〇 種類〇〇	
定期預金	〇〇銀行 〇〇支店	
基本財産合計		
(2) その他の固定資産		
車輛運搬具	車輛No.* * *	
〇〇積立資産	〇〇銀行 〇〇支店	
.....		
その他の固定資産合計		
固定資産合計		
資産合計		
II 負債の部		
1 流動負債		
短期運営資金借入金	〇〇銀行 〇〇支店	
事業未払金	〇月分水道光熱費	
職員預り金	〇月分源泉所得税	
.....		
流動負債合計		
2 固定負債		
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構	
.....		
固定負債合計		
負債合計		
差 引 純 資 産		